

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する給付金支給要綱の制定について（通達）

〔 最終改正 令和2.12.25 例規務第44号 〕
〔 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

警察官の職務に協力援助したことにより物的損害を受けた者に対して給付金を支給することにより、個人の財産を保護し、警察に対するより一層の府民協力の確保を図るため、みだしの要綱を下記のように定め、平成17年2月1日から実施することとしたから、部下職員に周知徹底を図るとともに適正な運用に努められたい。

記

警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する給付金支給要綱

1 趣旨

この要綱は、警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）が物的損害を受けた場合における当該物的損害に対する給付金（以下「給付金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

2 適用範囲

給付金は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）第2条に規定する次に掲げる活動により、協力援助者が現に所持し、携帯し、又は着用していた物品（以下「物品」という。）について、亡失、滅失、破損又は汚損の損害（以下「損害」という。）を被った場合に、当該協力援助者に支給（死亡した場合を除く。）するものとする。

- (1) 職務執行中の警察官がその職務執行上の必要により援助を求めた場合等に、職務によらないで当該警察官の職務遂行に協力援助したこと。
- (2) 人の生命、身体又は財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、かつ、警察官等がその場にはいない場合に、職務によらないで自ら当該現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当たったこと。
- (3) 水難、山岳における遭難、交通事故その他の変事により人の生命に危険が及ぶ場合等に、自らの危険を顧みず、職務によらないで人命の救助に当たったこと。

3 給付金の額の基準等

(1) 給付金の額の基準

給付金の額は、次に掲げる物品の損害の程度の区分に応じ、それぞれに掲げる額を比較し、低い額とする。ただし、当該額が30,000円を超えるときは、30,000円とする。

ア 補修が可能な損害の場合

- (ア) 当該物品の補修に要する実費
- (イ) 当該物品の代替品の新規購入費
- (ウ) 当該物品の時価

イ 補修が不可能な損害の場合

- (ア) 当該物品の時価
- (イ) 当該物品の代替品の新規購入費

(2) 物品の時価の算出方法

物品の時価は、次の式により算出（使用月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げて換算）するものとする。ただし、別表に掲げる耐用月数を超えて使用した物品については、取得価格に0.1を乗じて算出した額を時価とする。

なお、算出した時価について、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{時価} = \text{取得価格} - \left(\text{取得価格} \times 0.9 \times \frac{\text{使用月数}}{\text{耐用月数}} \right)$$

(3) 物品の時価の算出方法の特例

物品の取得価格を明らかにできない場合は、当該物品又は同等品の市場価格を参考として警務部長が取得価格とみなす額を定めるものとする。

(4) 給付金の額の特例

ア 協力援助者が、物品の損害について相手方又は相手方以外の者（以下「第三者」という。）から賠償等を受けた場合は、前記3の(1)に規定する額から当該賠償等を受けた額を減じて得た額とする。

イ 協力援助者が、交通事故による負傷者を救護した者に対する報償金の贈与要領について（昭和49. 4. 17：9京交指第211号、9京会第184号）の例規通達の規定に基づき報償金の給付を受けた場合は、前記3の(1)に規定する額から当該報償金の額を減じて得た額とする。

4 給付金に関する具申

前記2に規定する物品の損害に係る事案が発生した場合において、給付金の支給を要すると認めるときは、協力援助を受けた警察官を指揮する所属長又は当該事案が発生した場所を管轄する警察署長（以下「所属長」という。）は、協力援助者の物的損害に対する給付金の支給に関する具申書（別記様式第1。以下「具申書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、警務部長に具申（警務部警務課長経由）するものとする。

- (1) 損害の発生、物品の携帯事実その他関連事実を証明できる者の現認書（別記様式第2）又は所属長の事実確認書（別記様式第2）
- (2) 物品の取得価格を明らかにする書類
- (3) 物品の補修に要する実費を明らかにする書類（補修が可能な損害の場合に限る。）及び代替品の新規購入費を明らかにする書類
- (4) 損害の発生が相手方又は第三者の加害による場合は、損害賠償等結果確認書（別記様式第3）
- (5) 物品の写真その他参考資料

5 給付金の決定及び通知

- (1) 警務部長は、前記4の具申書を受理した場合は、速やかに審査し、給付金の支給に関する決定を行うものとする。
- (2) 警務部長は、前記5の(1)による決定を行った場合は、協力援助者に対する物的損害給付金決定通知書（別記様式第4）により、具申を行った所属長に通知するものとする。
- (3) 警務部長は、給付金を支給する旨の決定を行った場合は、協力援助者の物的損害給付金口座振込依頼書（別記様式第5。以下「振込依頼書」という。）を具申を行った所属長を通じて協力援助者に交付するものとする。

6 給付金の支給

- (1) 警務部長は、協力援助者から、前記5の(3)の振込依頼書の返送を受けた場合は、速やかに口座振替による給付金の支給の手続をとるものとする。
- (2) 警務部長は、必要と認める場合は、前記6の(1)にかかわらず、口座振替以外の適当な方法による給付金の支給の手続をとることができる。

別表

物品の種別	耐用月数
時計	120月
眼鏡	60月
背広	60月
替ズボン	36月
シャツ	24月
靴	24月
その他	警務部長が定める月数

別記

様式第 1

(表)

年 月 末日 廃棄

警務部長 殿

第 号

年 月 日

(所属長名)

協力援助者の物的損害に対する給付金の支給に関する具申書

協力援助者	住所 氏名 年 月 日生 (歳) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
協力援助を受けた者	所属・係・階級 氏名 年 月 日生 (歳)
協力援助者に救助された者	住所 氏名 年 月 日生 (歳) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 協力援助者との続柄又は関係
損害発生場所	
損害発生の日時	年 月 日 午前 午後 時 分 ごろ

(裏)

損 害 物 品	物 品 名 損害程度(額) 取 得 価 格 取 得 時 期	 年 月 日 ごろ
損 害 発 生 状 況		
賠 償 等 の 状 況	1 損害賠償の有無（損害賠償等結果確認書のとおり） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 2 交通事故による負傷者を救護した者に対する報償金の支給の有無 <input type="checkbox"/> 有（ 円） <input type="checkbox"/> 無	
所 属 長 の 意 見		
※ 支 給 金 額	30,000円の範囲内で、次の金額を支給する。 <input type="checkbox"/> 補修に要する金額 <input type="checkbox"/> 使用月数が耐用月数以上であるため、取得価格に 0.1を乗じた額 <input type="checkbox"/> 時価 <input type="checkbox"/> その他（ ） (上記支給金額の計算式) <p style="text-align: right;">(支給金額) 円</p>	

※ 受理年月日	年 月 日	※ 通知年月日	年 月 日
※ 決定年月日	年 月 日	※ 決定金額	円
※ 決定内容	<input type="checkbox"/> 支給 <input type="checkbox"/> 不支給	※ 支払年月日	年 月 日

注 1 所属長は、※欄は記入しないこと。
2 該当する□にレ印を付すること。

様式第2

現 認 書 ・ 事 実 確 認 書

警務部長 殿	年 月 日
住所	
協力援助者との関係(又は所属)	
氏名	
次のとおり現認（事実確認）しましたので報告します。	
協力援助者	(住所) (氏名)
損害発生日時	年 月 日 () 午前・後 時 分ごろ
損害発生場所	
損害の発生 ・ 携帯事実状況等	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div>

- 注 1 現認した者がいない場合には、事実確認書を提出すること。
 2 事実確認書は、所属長が損害発生の状況を確認し、作成すること。

損 害 賠 償 等 結 果 確 認 書

京都府警察本部警務部長 殿 年 月 日 (協力援助者) 住所 氏名 協力援助に関する物的損害に係る損害物品に対する第三者等からの賠償等の結果については、次のとおりです。												
損害発生年月日	年 月 日 () 午前・後 時 分ごろ											
損害物品名												
第三者(加害者)	住 所 電話番号 氏 名 生年月日 年 月 日 職 業											
損 害 賠 償 等 結 果	<input type="checkbox"/> 全く受けていない。(その理由) ----- ----- ----- -----											
	<input type="checkbox"/> 次の賠償等を受けた。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 20%;">金 額</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物 損</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td>受領年月日 年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	金 額	備 考	物 損	円		そ の 他	円		合 計	円
項 目	金 額	備 考										
物 損	円											
そ の 他	円											
合 計	円	受領年月日 年 月 日										
上記のとおり相違ないことを確認しました。 <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 年 月 日 所属長 印 </div>												

注 該当する□にレ印を付すること。

様式第 4

年 月 末日 廃棄

(所属長名) 殿

務 第 号
年 月 日
警 務 部 長

協力援助者に対する物的損害給付金決定通知書

年 月 日付け で具申のあった

協力援助者 住所

氏名

に係る給付金の支給については、下記のとおり決定したから通知する。

記

決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 支給する。 <input type="checkbox"/> 支給しない。
決 定 理 由	
支 給 金 額	円 ※ 上記支給金額の計算式

協力援助者の物的損害給付金口座振込依頼書

年 月 日

京都府警察本部警務部長 殿

(協力援助者)

住 所	〒
氏 名	

私の物的損害に対する給付金を下記の私の口座に振り込まれるよう依頼します。
記

金 融 機 関													
店 舗 名													
口座の種類	普通預金												
フリガナ 口座名義人名													
金融機関コード	店舗コード			口 座 番 号									

注意

- 1 口座の名義は、本人名義に限ります。口座名義人名は預金通帳の記載どおりに記入してください。
- 2 口座の種類は、普通口座（総合口座を含む。）に限ります。
- 3 この「依頼書」提出後、給付金が振り込まれるまでは口座番号等の変更及び解約等を行わないでください。
- 4 金融機関コード及び店舗コードは、記入しないでください。
- 5 口座番号の記入は、右詰とし、左端に空欄ができた場合には、「0」を記入してください。